

[施開様式4]

都立学校施設使用団体登録証

登録番号		
団体名		
責任者	氏名	
	住所	
有効期限	平成 年 3 月 31 日	
団体区分	地域スポーツクラブ・地域青少年スポーツ団体・地域スポーツ団体 一般スポーツ団体・障害者団体・学習文化団体	

平成 年 月 日

上記の団体は、都立学校施設使用団体であることを証する。

都立学校開放事業運営委員長
東京都立 学校長

印

注 意

- (1) この登録証は、開放施設を使用する際、使用承認書と併せて管理指導員に提示して、確認を受けてください。
- (2) この登録証は、必ず責任者が所持してください。
なお、この登録証を他の団体に貸与することを禁じます。
- (3) この登録証を紛失したときは、速やかに開放事業運営委員会に連絡し、再交付を受けてください。
- (4) 次の条件に基づき開放施設を使用してください。

都立学校開放施設の使用に関する条件

- 1 原則として、事前に提出した登録団体の構成員以外の者は、施設を使用できない。
- 2 責任者は、使用日時に使用団体に同行する。
- 3 責任者は、管理指導員との連絡を密に行い、管理指導員の指示等を使用者に周知徹底させる。
- 4 使用者は保険に加入すること。
- 5 学校の敷地内は、全面禁煙とする。
- 6 使用者は、使用承認された施設以外の場所への立入りは厳禁とする。
- 7 使用後は、直ちに設備を現状に回復し、使用箇所・施設の清掃を行うこと。
- 8 使用者が出したゴミ等は、使用団体が持ち帰ること。
- 9 使用者相互の呼出し、連絡等に学校の電話を使用することはできない。
- 10 使用者の事故等に対しては、その団体の責任において適切な処置をとること。
- 11 使用者は、施設等を破損した場合、管理指導員に申し出、責任を持って速やかに原形に復すること。
- 12 その他、登録団体は、都立学校施設開放事業実施要領及び各学校の開放事業運営委員会の定める使用の決まりに基づいて開放施設を使用する。
- 13 登録証及び使用申請書に虚偽の記載があった場合、使用の停止及び登録の取り消しをする。
- 14 開放事業運営委員会は、使用状況等から特に必要と判断した場合、使用を取り消すことができる。
- 15 使用承認後でも、学校教育上必要が生じた場合、その承認を変更し又は取り消すことができる。